

# 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 11 月 1 日

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目 4 番 1 号

古河電池株式会社

代表取締役社長 小野 眞一

古河電池株式会社（以下、「当社」といいます。）とエフビーパッケージ株式会社（以下、「FBP」といいます。）とは、2022 年 8 月 26 日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2022 年 11 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FBP を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本吸収合併に係る会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）  
2022 年 11 月 1 日
2. FBP における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
  - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求に係る手続の経過  
FBP は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 785 条の規定による反対株主の株式買取請求に係る手続の経過  
FBP は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第 787 条の規定による新株予約権買取請求に係る手続の経過  
FBP は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第 789 条の規定による債権者の異議申述に係る手続の経過  
FBP は会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 9 月 13 日付官報により公告を行い、かつ、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
  - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求に係る手続の経過  
本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易合併に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求に係る手続の経過  
本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易合併に該当するため、該当事項

はありません。なお当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 9 月 13 日付の電子公告において株主に対し公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による債権者の異議申述に係る手続の経過

当社は会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 9 月 13 日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が FBP から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2022 年 11 月 1 日をもって、FBP の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により FBP が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 本合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2022 年 11 月 14 日までに本合併による変更登記の申請を行います。

7. 上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき備え置く書面)

2022 年 9 月 13 日

福島県いわき市常磐下船尾町杭出作 23 番 6 号  
エフビーパッケージ株式会社  
代表取締役社長 箱崎 守男

エフビーパッケージ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、古河電池株式会社（以下、「古河電池」といいます。）との間で、2022 年 11 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、古河電池を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）をいたします。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社は古河電池の完全子会社であることから、本合併に際して合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

①吸収合併存続会社（古河電池）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

②吸収合併消滅会社（当社）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

古河電池の最終事業年度の末日（2022年3月31日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っており、同日から本合併の効力発生日までの間に古河電池の債務の履行に支障を来す事象は生じておらず、また見込まれておりません。

また、本合併の効力発生日以後においてもそのような事象の発生は想定されておらず、引き続き古河電池の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上のことから、本合併の効力発生日以後における古河電池の債務について、その履行の見込みがあると判断しております。

以上



## 吸収合併契約書

古河電池株式会社（以下、「甲」という。）とエフビーパッケージ株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲及び乙の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

本合併にかかる甲及び乙の商号及び住所は次の各号に定めるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：古河電池株式会社

住所：神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：エフビーパッケージ株式会社

住所：福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番6号

### 第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は2022年11月1日とする。ただし、本合併の手續の進行その他の事由により必要があるときは、甲乙合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

### 第4条（本合併に際して交付する金銭等）

乙の発行済株式の全部を甲が有しているため、本合併に際して甲は乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第5条（甲の資本金等の額）

本合併に際して甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

### 第6条（簡易合併及び略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文に定める簡易合併の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文に定める略式合併の規定により、同法第783条第1項



に定める株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本合併を行う。

第7条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を全員引き継ぐ。なお、当該従業員の処遇については、甲及び乙が協議の上、これを定める。

第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関して必要な事項は、本合併の趣旨に従い、甲乙協議のうえ決定する。

第9条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関して生じた一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその正本を、乙がその写しを保有するものとする。

2022年8月26日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号

甲 古河電池株式会社

代表取締役社長 小野 眞一



福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番6号

乙 エフビーパッケージ株式会社

代表取締役社長 箱崎 守男



# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

#### (経営環境)

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響やウクライナ情勢等による原材料価格の上昇などにより依然として厳しい状況にあります。

先行きについては、感染症の影響やウクライナ情勢等の不透明感が見られる中で、さらなる原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等の下振れリスクがあると想定されます。

我が国経済においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策効果などにより一部持ち直しの動きが見られますが、依然として厳しい状況にあります。

また先行きについても、世界経済と同様に感染症の影響やウクライナ情勢等により景気はさらに下振れするリスクがあると想定されます。

蓄電池業界においては、自動車分野は新興国市場においてモータリゼーションが進む一方で、日本をはじめとする先進国市場においては電動化・自動化・サービス化といった業界の構造変化が進んでおります。

産業分野においては再生エネルギー関連市場やデータセンター向け、スマートグリッド向け等の需要が拡大しております。

先行きについては、短期的には感染症の流行やウクライナ情勢等によりサプライチェーンに影響を与え、自動車・産業ともに厳しい状況となる事が想定されます。

当社グループにおいては、【海外拠点の安定成長】【次世代電池を含む新商品開発を通じたビジネス創出】【基幹事業としての鉛蓄電池事業の収益向上】【人材育成による革新力の蓄積】を重点施策に定め、中長期的企業価値の向上を目指し推進するとともに、感染症に対しては、各拠点での定期的な消毒やテレワーク等の感染拡大防止策を柔軟に実施する事で事業の継続に努めました。

#### (経営成績)

当社グループの売上高は前期比2,827百万円(4.7%)増加し62,785百万円となりました。これは、主に自動車向けの販売が堅調に推移した事によります。このうち海外売上高は20,705百万円となり、売上高全体の33.0%となりました。

損益面につきましては、営業利益は国内外での販売は堅調に推移したものの、主な原材料である鉛等の価格上昇などにより前期比1,184百万円減少し3,212百万円(前期は営業利益4,397百万円)、経常利益は前期比1,085百万円減少し3,394百万円(前期は経常利益4,480百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は前期比222百万円増加し3,837百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益3,614百万円)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、従来の方法と比較して、当連結会計年度の売上高は2,509百万円減少し、営業利益は92百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ73百万円減少しております。

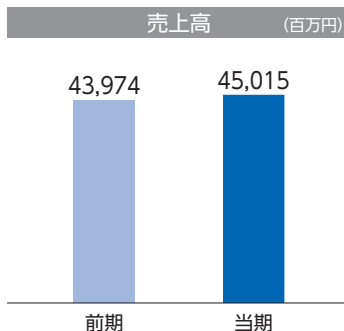
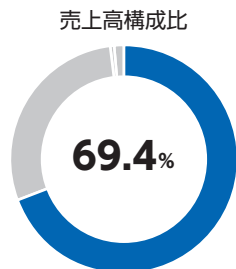
セグメント別の状況は以下の通りです。

セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高2,081百万円を含み、セグメント利益は営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

### 【事業部門別の営業概況】

## 自動車事業

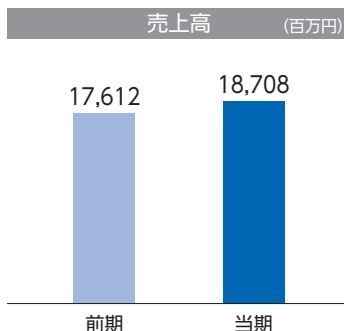
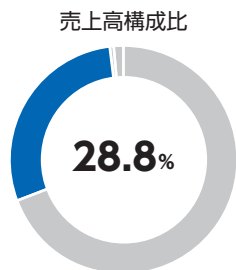
売上高：45,015百万円



自動車の売上高は前期比1,040百万円（2.4%）増の45,015百万円、セグメント利益は前期比912百万円（29.5%）減の2,181百万円となりました。これは、主に国内外で販売は堅調に推移したものの主な原材料である鉛等の価格上昇等により利益率が減少した事によります。

## 産業事業

売上高：18,708百万円



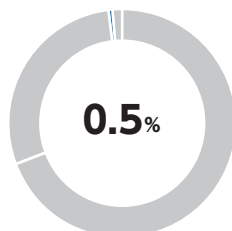
産業の売上高は前期比1,095百万円（6.2%）増の18,708百万円となりました。セグメント利益は前期比41百万円（3.8%）増の1,127百万円となりました。これは、主に民間の設備投資が回復してきた事により販売が堅調に推移した事によります。



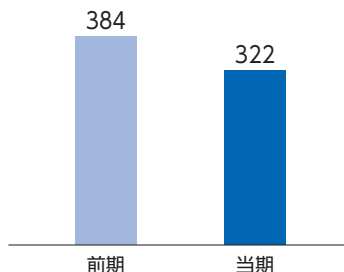
## 不動産事業

売上高：322百万円

売上高構成比



売上高 (百万円)

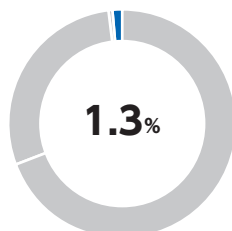


不動産の売上高は前期比62百万円（16.1%）減の322百万円、セグメント利益は前期比67百万円（36.4%）減の118百万円となりました。

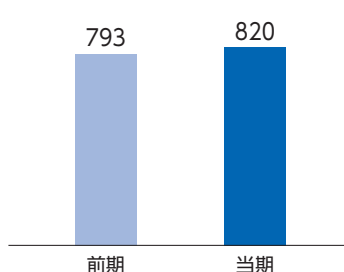
## その他

売上高：820百万円

売上高構成比



売上高 (百万円)



その他の売上高は27百万円（3.5%）増の820百万円、セグメント損失は214百万円（前期はセグメント利益31百万円）となりました。これは、主に新規事業の稼働準備費用となります。

## (2) 設備投資等の状況

当期における設備投資額は、2,375百万円であります。その主なものは、タイのSIAM FURUKAWA CO.,LTD.および日本のいわき事業所、今市事業所における鉛蓄電池の製造設備投資であります。なお、これらに伴う資金は借入金および自己資金にて充當いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当社グループにおきましては、グループ全体の預金や借入金の一元管理を図るために、グループ内資金集中管理システムを導入、運用しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しについては、短期的には新型コロナウイルスの影響に加え、足元の原材料やエネルギー関連のコスト上昇、為替変動や半導体不足といった様々な要素が事業にネガティブな影響を及ぼす可能性があると考えられ、当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。また長期的には鉛蓄電池などの既存事業においては国内市場の成長率が鈍化中で競争が激化するとともに、海外の新興国市場の重要性がより高まってくると予想されます。このような状況下、海外事業の拡大並びに研究開発のための人材育成を重要な課題ととらえ、様々な施策を行ってまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

自動車事業については、新興国市場においてモータリゼーションが進む一方、日本をはじめとする先進国市場においては電動化・自動化・サービス化といった業界の構造変化が進むと予想されます。このような状況下、新興国・先進国それぞれの市場において競争力のある品質やコスト、あるいは機能を実現した製品を新たに開発すること、並びに市場で拡大させるためのマーケティング力の強化を課題ととらえ、実現してまいります。

産業事業については、再生エネルギー関連市場やデータセンター、スマートグリッド向けなどの需要が拡大する一方、価格競争がより一層激化すると予想されます。このような状況下、バイポーラ型蓄電池などの競争力のある鉛蓄電池並びに次世代蓄電池の開発・事業化を進めることや、ソリューションビジネスとなるESS (Energy Storage System) 事業の立上げを進めることを課題ととらえ、実現してまいります。

これらの取り組みを通して、古河電池グループが持てる力を最大化し、既存製品の枠を超えて事業領域を拡大させていくとともに、パートナーシップを通じて包括的で安全かつ強靱で持続可能な人々の暮らしを支えてまいります。そして、より一層必要とされ、親しまれる企業を目指してまいります。

## (5) 事業等のリスク

### ①為替相場の変動による影響について

#### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの取引には外貨による輸出・輸入が含まれており、為替相場の変動が当社グループの売上高、売上原価や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

#### II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

#### III. 対応策

外貨での取引を行う場合で取引開始から決済まで期間が長期に及ぶなど、為替変動リスクが高い取引については、為替予約取引を行い、為替変動リスクを回避しております。

### ②主要製品に使用される原材料の価格変動について

#### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの主要製品に使用される原材料（鉛・ニッケル）は、その価格変動率が大きく、当社グループの売上高、売上原価や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

#### II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

#### III. 対応策

原材料の購入のうち一部についてはコモディティスワップ取引を行い、価格変動リスクを回避しております。

### ③海外活動に潜在するリスクについて

#### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループは、現在海外で生産・販売を行っておりますが、地域によっては政治的および社会的リスクがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損失や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

#### II. 顕在化の可能性および発生時期

一部地域については過去にクーデターが発生しており、今後も発生する可能性は高いと想定されます。また時期については常に発生するリスクが考えられます。

### Ⅲ. 対応策

グループBCP（事業継続計画）を的確に構築・実行して業務中断に伴うリスクを最小限に抑えるため、平時から準備しております。

なお、ウクライナ情勢については、経済制裁や各国規制等による営業活動への影響はあるものの当社グループの業績及び財政状態に与える影響は軽微と見込んでおります。

#### ④債権の回収リスクについて

##### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループは、取引先の業績悪化等により特に取引額の大きい得意先の信用状況が悪化した場合、当社グループの営業外費用や営業債権等に影響を与える可能性があります。

##### II. 顕在化の可能性および発生時期

与信管理の徹底により顕在化の可能性は低いと想定しておりますが、景気動向等により急激に可能性が高まる事も想定しております。また時期については常に発生するリスクが考えられます。

### Ⅲ. 対応策

取引先の信用リスクに対して細心の注意を払い与信管理体制を強化しております。

#### ⑤大規模災害等の影響について

##### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの製造拠点は、国内では栃木県、福島県にあり、海外ではタイ、インドネシアにあります。東日本大震災では、国内の両事業所が少なからず被害を受け、タイの大洪水では、取引先企業の操業停止の影響を受け一時操業停止となりました。今後、地震や風水害などの自然災害、伝染病・感染症の流行による影響を受け、部品供給が不可能、あるいは遅延する恐れがあり、当社グループの売上高、売上原価および特別損益や営業債権、営業債務等に影響を与える可能性があります。

##### II. 顕在化の可能性および発生時期

事業年度末日時点において、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続いており、今後も同様の事象が発生する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

### Ⅲ. 対応策

BCPを的確に構築・実行して業務中断に伴うリスクを最小限に抑えるため、平時から準備しております。なお、2020年初頭に顕在化した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大について、当社グループは、従業員の感染を防止するために、衛生管理の徹底や在宅勤務等の措置を講じておりますが、この拡大が長期間にわたり継続した場合、従業員の感染による操業停止やサプライチェーンの停滞、取引先企業の事業活動の停止や縮小等による売上の減少により、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

## ⑥金利の上昇について

### I. リスクの内容および経営成績、財政状態に与える影響内容

当社グループの有利子負債には、金利変動の影響を受けるものが含まれております。したがって、金利上昇により支払利息が増加する可能性があります。

### II. 顕在化の可能性および発生時期

市場動向によるため顕在化する可能性は高く、また時期については常に発生するリスクが考えられます。

### III. 対応策

返済期間が長期間になる場合等、金利変動リスクが高い取引については、金利スワップ取引を行い金利変動リスクを回避しております。



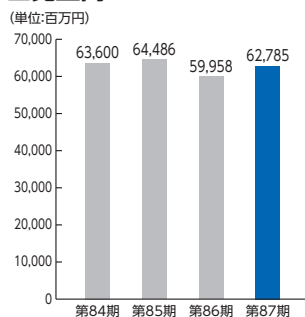
## (6) 財産および損益の状況の推移

### 企業集団の財産および損益の状況の推移

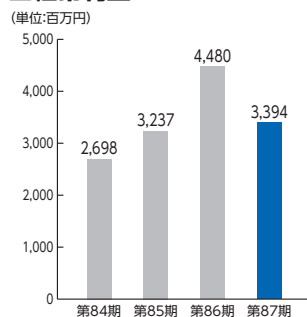
区 分	2018年度 (第 84 期)	2019年度 (第 85 期)	2020年度 (第 86 期)	2021年度 (第 87 期)
売上高 (百万円)	63,600	64,486	59,958	<b>62,785</b>
営業利益 (百万円)	2,801	3,293	4,397	<b>3,212</b>
経常利益 (百万円)	2,698	3,237	4,480	<b>3,394</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,267	2,238	3,614	<b>3,837</b>
1株当たり当期純利益 (円:銭)	69.18	68.31	110.29	<b>117.07</b>
総資産額 (百万円)	54,266	54,035	57,686	<b>60,681</b>
純資産額 (百万円)	25,758	27,637	31,388	<b>33,826</b>
1株当たり純資産額 (円:銭)	756.91	808.59	918.59	<b>992.95</b>

- (注) 1. 2018年度は、売上高につきましては、国内および海外における自動車用電池の販売が好調に推移し前期比5.1%増となりました。利益面につきましては、インドネシアの子会社が低調だった事等により経常利益は2,698百万円となりました。
2. 2019年度は、売上高につきましては、国内における産業用の新設・更新物件向けの販売が好調に推移し前期比1.4%増となりました。利益面については、タイ子会社が好調に推移した事等により経常利益は3,237百万円となりました。
3. 2020年度は、売上高につきましては、国内及びタイにおける新車向けの販売が減少し前期比7.0%減となりました。利益面については、取換需要向けが好調に推移した事等により経常利益は4,480百万円となりました。

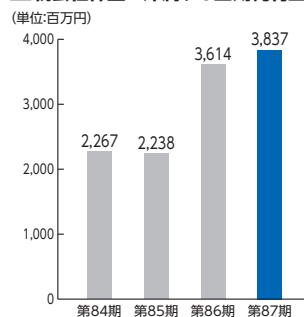
#### ■売上高



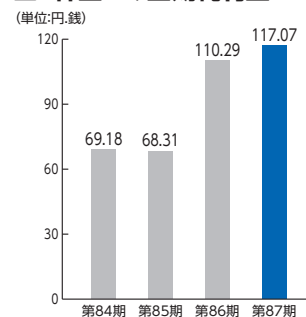
#### ■経常利益



#### ■親会社株主に帰属する当期純利益



#### ■1株当たり当期純利益



(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社で、同社は当社の株式187,812百株 (持株比率57.30%) を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
古河電池販売株式会社	95百万円	100.0%	電池の販売
エフビーパッケージ株式会社	10百万円	100.0%	梱包、発送
エフビーファイナンス株式会社	60百万円	100.0%	関連会社への資金貸付
第一技研工業株式会社	41百万円	100.0%	樹脂成型品製造
SIAM FURUKAWA CO.,LTD.	240百万タイバーツ	100.0%	電池の製造、販売
HDホールディングス株式会社	200百万円	100.0%	不動産賃貸業
PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	899,732百万 インドネシアルピア	51.0%	電池の製造、販売
新潟古河バッテリー株式会社	10百万円	50.0%	電池の販売

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、各種蓄電池および電気機械器具の製造および販売を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

当社本社	神奈川県横浜市	
国内営業拠点	当社 全国10拠点 販売会社 古河電池販売(株) 全国6拠点	
海外営業拠点	SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.	(タイ)
国内生産拠点	当社今市事業所 当社いわき事業所	(栃木県日光市) (福島県いわき市)
海外生産拠点	SIAM FURUKAWA CO.,LTD. PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	(タイ) (インドネシア)
その他	エフビーファイナンス(株) エフビーパッケージ(株) 第一技研工業(株) HDホールディングス(株)	(神奈川県横浜市) (福島県いわき市) (栃木県宇都宮市) (東京都品川区)

(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車	1,785名	37名減
産業	492名	16名増
不動産	4名	—
その他	72名	5名増
合計	2,353名	16名減

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,010名	31名増	39.9歳	13.0年

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,516
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,426

## 2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 32,777,866株  
 （自己株式数22,134株を除く。）  
 (3) 株主数 10,097名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
古河電気工業株式会社	187,812	57.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,283	4.05
田中龍平	10,000	3.05
古河電池取引先持株会	5,226	1.59
朝日生命保険相互会社	3,520	1.07
米田明夫	2,460	0.75
NOMURA P B NOMINEES LIMITED OMNIBUS - M A R G I N ( C A S H P B )	2,313	0.71
株式会社（東邦銀行）	2,300	0.70
東京海上日動火災保険株式会社	2,200	0.67
富士電機株式会社	2,200	0.67

(注) 持株比率は自己株式（22,134株）を控除して計算しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小野 眞一	社長室、リスク管理担当
取締役常務執行役員	千葉 徹	産業機器事業本部長 今市産業革新担当 エフビーファイナンス株式会社 取締役
取締役常務執行役員	田口 仁	自動車事業本部長 販売会社担当 エフビーファイナンス株式会社 取締役 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES コミサリス
取締役上席執行役員	河合 哲也	コーポレート本部長、経理、法務、人事、 関連会社（販売会社を除く）担当
取締役上席執行役員	清水 信明	戦略企画本部長 CIO(Chief Information Officer)、資材、IR担当
社外取締役	江口 直也	FDK株式会社 顧問
社外取締役	飯村 北	マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社ヤマダホールディングス 社外監査役 株式会社三陽商会 社外監査役 ITN法律事務所 代表弁護士
社外取締役	佐藤 達郎	多摩美術大学美術学部 共通教育センター教授 青山学院大学大学院総合文化政策学研究科 非常勤講師 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー コミュニケーション・ラボ 代表
取締役	中嶋 章文	古河電気工業株式会社 コーポレート統括本部 経営企画部長 東京特殊電線株式会社 取締役
常勤監査役	石崎 俊司	
社外監査役	小川 幸伸	公認会計士小川幸伸事務所 代表 ティーライフ株式会社 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人佐々木研究所 監事 リリカラ株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	木川 真希子	



- ① 社外取締役は、次のとおりです。  
江口直也、飯村北、佐藤達郎
- ② 社外監査役は、次のとおりです。  
小川幸伸、木川真希子
- ③ 監査役小川幸伸氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④ 当社は取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎、および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は第87期定時株主総会にて3名の社外取締役候補者を候補者としております。同総会にて選任が承認された際は、当該社外取締役を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
当社と取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎、中嶋章文および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
取締役江口直也、飯村北、佐藤達郎および監査役小川幸伸、木川真希子の各氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、取締役中嶋章文との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりです。

(2022年4月1日現在)

氏名	地位および担当
山本 浩一郎	常務執行役員 ESH (Environment Safety Health) 本部長、安全、環境、品質保証、起業、健康経営担当、 SIAM FURUKAWA CO., LTD. 取締役会長、SIAM FURUKAWA Trading CO., LTD. 取締役会長
上村 高敏	常務執行役員 CPO(Chief Product Officer)
太田 信一郎	上席執行役員 CGO(Chief Global Officer)、海外企画担当、 SIAM FURUKAWA CO., LTD. 取締役 Dry Cell and Storage Battery Joint Stock Company 取締役 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING コミサリス
山本 敏郎	上席執行役員 電池技術開発本部長、BIPプロジェクト担当
新妻 郁浩	執行役員 いわき事業所長、事業所担当
明田 進	執行役員 コーポレート本部 経理部長 古河電池販売株式会社 監査役 エプビーファイナンス株式会社 代表取締役社長 島田鋳産株式会社 監査役
川名 毅	執行役員 産業機器事業本部 産業機器営業統括部長 兼 ESS (Energy Storage System) 事業推進部長
樋上 俊哉	執行役員 研究開発本部長、リチウム事業担当
比佐 壮	執行役員 自動車事業本部 自動車生産統括部長 古河電池販売株式会社 取締役
鈴木 孝光	執行役員 産業機器事業本部 産業機器生産統括部長 第一技研工業株式会社 取締役
蛭田 友喜	執行役員 PT. FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役社長 PT. FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締役

(2) 事業年度中に辞任または解任された取締役および監査役  
該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしており、1年ごとに契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社（ただし、古河電池販売(株)、エフビーパッケージ(株)、第一技研工業(株)、HDホールディングス(株)、新潟古河バッテリー(株)および(株)ABRIに限ります。）の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、当社および当社子会社が、被保険者である役員に対して損害賠償責任を追及する場合等、一部の場については免責事項としており、また補填の額について免責金額を設けることによって、被保険者である役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、2021年4月28日開催の取締役会において、決定方針を一部変更しております。決定方針を決議および一部変更した取締役会の開催前に、予め決定方針の内容について、独立社外取締役を中心に構成される指名・報酬委員会において審議を行っております。また取締役会は当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、その報酬の内容が決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。なお決定方針の概要は次の通りです。

Ⅰ. 取締役報酬等の基本的考え方

取締役の報酬等については、企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されることを基本として設計しております。

Ⅱ. 個人別報酬の（次の事項の）決定に関する方針

（i）固定報酬の額又は数の算定方法

金銭による固定報酬は、取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成されております。このうち、執行役員としての報酬は、役位と職責および前期の業績等を評価のうえ決定しております。

(ii) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法

業績連動報酬は、業務執行取締役の各役位の職責等を踏まえ、原則として、執行役員としての役位が高くなるに応じて、業績指標との連動性が大きくなる設定としております。

業績指標としては、安定的な株主配当確保と成長性の観点より親会社株主に帰属する当期純利益の対前年達成度および本業による収益性の確保との観点より連結営業利益の目標達成度〔100%未満、100%以上105%未満、105%以上〕との組合せにより導いた評価点に基づいて業績連動報酬を算出しております。

業績指標である親会社株主に帰属する当期純利益の対前年比達成度は161%、連結営業利益の目標達成度は133%でありました。

(iii) 非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法

当社は中長期のインセンティブとして株式報酬を採用しておりませんが、取締役報酬制度見直しの一環として、導入を検討しております。

(iv) 個人別報酬における割合

当社の現在の取締役報酬は固定報酬と業績連動報酬となっております。なお、取締役報酬制度見直しの一環として、執行役員としての役位が高くなるに応じて業績連動報酬の構成比率が高まる制度の導入を検討しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は2010年6月29日開催の定時株主総会において月額20百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は2009年6月25日開催の定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定について第三者への委任は行っておりません。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 人数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	151 (15)	132 (15)	18 (-)	- (-)	12 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	26 (10)	26 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)

注1. 当社は非金銭報酬は採用していません。

注2. 上記には2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含めてお  
ります。



## (6) 社外役員に関する事項

### ア. 他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	江口 直也	FDK株式会社 顧問
	飯村 北	マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社ヤマダホールディングス 社外監査役 株式会社三陽商会 社外監査役 ITN法律事務所 代表弁護士
	佐藤 達郎	多摩美術大学美術学部 共通教育センター教授 青山学院大学大学院総合文化政策学研究所 非常勤講師 株式会社小田急エージェンシー 外部アドバイザー コミュニケーション・ラボ 代表
監査役	小川 幸伸	公認会計士小川幸伸事務所 代表 ティーライフ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 公益財団法人佐々木研究所 監事 リリカラ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
	木川 真希子	

- ・取締役江口直也氏の兼職先であるFDK株式会社は当社の取引先であります。
- ・取締役飯村北氏の兼職先であるマルハニチロ株式会社、株式会社ヤマダホールディングス、株式会社三陽商会およびITN法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤達郎氏の兼職先である多摩美術大学、青山学院大学大学院、株式会社小田急エージェンシーおよびコミュニケーション・ラボと当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小川幸伸氏の兼職先である公認会計士小川幸伸事務所、ティーライフ株式会社、公益財団法人佐々木研究所と当社との間には特別の関係はありません。また、兼職先であるリリカラ株式会社は当社の取引先であります。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

### a. 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会		監査役会	
		出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取締役	江口 直也	16/16回	100%	—	—
取締役	飯村 北	16/16回	100%	—	—
取締役	佐藤 達郎	15/16回	94%	—	—
監査役	小川 幸伸	16/16回	100%	12/12回	100%
監査役	木川 真希子	16/16回	100%	12/12回	100%

### b. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役江口直也氏は、先端技術分野、技術開発部門における豊富な経験および実績ならびに製造業の経営者としての見識を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。

- ・取締役飯村北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から豊富な経験と広い見識を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・取締役佐藤達郎氏は広告業界や大学教育分野での豊富な経験と広い見識ならびに執筆・講演・研修・企画・コンサル等の幅広い分野での実績を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・監査役小川幸伸氏は、公認会計士としての高い見識と長年の経験に基づく専門的見地から、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。
- ・監査役木川真希子氏は、監査業務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。

#### ウ. 親会社等からの報酬額

該当事項はありません。

#### エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会のほぼ全回に出席し、経営戦略・計画への策定への関与との観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社の経営陣幹部の人事や報酬などを審議する指名・報酬委員会および、親会社との利益相反取引等を審議する利益相反管理委員会の委員に任命されている社外取締役は、その全てに出席し、業務執行者から独立した客観的な立場で経営陣の監督に努めております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円
(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	43百万円
(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬額等	43百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうか検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.当社の子会社であるSIAM FURUKAWA CO.,LTD.、SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.およびPT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURINGは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

## 6 会社の体制および方針

- (1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 古河電工グループの一員として、「古河電工グループCSR行動規範」を当社の法令遵守の基本理念としております。
  - ② 役職員が法令および定款を遵守し、適切に職務を執行するよう、コンプライアンス規程を定め、それを全役職員に周知徹底させます。
  - ③ コンプライアンス委員会を置き、全役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・プログラムを策定し実施いたします。
  - ④ 内部通報窓口を設置し、違反行為の未然防止および早期発見・是正を図ります。
  - ⑤ 反社会的勢力に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものといたします。
  - ⑥ 独立社外取締役が過半数を占める、任意の利益相反管理委員会を設置し、関連当事者間の取引について、取引内容の合理性を検証し、必要に応じ取締役会に是正勧告等を行います。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る重要な意思決定および報告に関する文書の作成、保存および廃棄等の管理に関する規程等を定めるものといたします。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理を統括する部門を設置し、担当取締役を置いております。リスク管理部門は、リスク管理に関する規程等を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。
  - ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、経営に重大な影響を与えるリスクを認識した場合は取締役会へ報告するものといたします。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、当該目標を達成するために取締役ごとに各期の目標を定め、その結果の評価を行うものといたします。
  - ② 取締役会、経営会議の他に、情報の共有化を図る場を設けるとともに、IT技術を活用し的確で迅速な意思決定ができる仕組みを構築いたします。
  - ③ 取締役等の候補指名及び報酬については、任意の指名・報酬委員会を設置し、候補者選定及び報酬制度の妥当性を審議し、取締役会に答申する。尚、委員の過半数を独立社外取締役とすることで、客観性、透明性を強化いたします。

- (5) 次に挙げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 子会社に対し、経営状態を把握するために必要となる情報の定期報告を求めます。
  - ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理運営の標準等を定め、子会社の状況に応じて必要な管理・指導を行います。
  - ③ 「古河電工グループCSR行動規範」に基づいたグループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。  
また、リスク管理部門が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行います。
  - ④ 主要な子会社へは、役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、リスク管理部門は、当社監査部門の立場からの子会社管理を実施いたします。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を置くものとし、その独立性を確保するため、当該使用人の人事・処遇等に関しては監査役の事前の同意を得るものといたします。
- (7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行います。
  - ② 補助使用人は監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容および結果につき報告を行います。
- (8) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社の常勤監査役は当社の取締役会、経営会議等子会社を含むすべての会議にも出席できるものとし、当社の経営に係る重要な情報が把握できる体制といたします。
  - ② IT技術等を利用して、当社の生産・営業・品質等に係る重要な情報が把握できるシステムを構築するものとなります。
  - ③ 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が監査役へ報告するものとなります。  
また当社および子会社に重大な損失を与える事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、リスクマネジメントシステムにおいて、監査役への報告が行われる体制を構築いたします。
  - ④ 当社の監査役は、当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができるものとなります。



(9) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った当社および子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社および子会社の「コンプライアンス規程」に定めるものといたします。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針および監査実施計画は社内に周知徹底するものとし、監査役監査が効率的および実効的に行われるよう対応を図るものといたします。
- ② 必要に応じて、監査役と代表取締役との意見交換会を開催し、監査役監査の実効性を高めるものといたします。

(12) 内部統制システムの運用状況

当社および子会社を含めた古河電池グループとして内部統制システムの構築・コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るべく、子会社も対象にコンプライアンスに関するハラスメント・競争法・贈収賄規制・著作権のセミナーを実施し、年度監査計画に基づき内部統制・公正取引・労務管理・債権管理等の業務監査を実施しました。業務監査ではまた監査役との共同監査も実施し、結果や今後の取組み等について定期的に開催される監査役との連絡会および取締役会で報告しております。

事業計画については定期的にマネジメントレビューを開催し、進捗状況・今後の取組みについて討議いたしました。

取締役会、臨時取締役会、経営会議および業務連絡会が定期的に開催され、社内ネットの活用を含め監査役との情報共有を図り、「重要文書管理規程」に基づき、重要文書を適切に保管しております。

また監査役補助人を置き、監査役会に出席し、業務の補助を行っております。

コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会等においては、関連する活動に対し審議し、さらなるコンプライアンスの強化としては、部門長をコンプライアンス推進者、また補佐するサポート者を各部門に設置し、コンプライアンス組織の拡充を図っております。

また、いわき・今市の各事業所にもハラスメント窓口を設置し、組織・サポート体制の強化を図っております。

リスクマネジメントにおいては、本社を対象としたBCP（事業継続計画）訓練を実施し、BCM（事業継続マネジメント）としてリスクマネジメントの推進を図りました。

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	32,548
現金及び預金	6,911
有価証券	3,257
受取手形及び売掛金	12,309
電子記録債権	1,353
商品及び製品	2,883
仕掛品	3,160
原材料及び貯蔵品	1,606
その他	1,072
貸倒引当金	△7
固定資産	28,133
有形固定資産	23,081
建物及び構築物	18,989
減価償却累計額	△11,673
建物及び構築物(純額)	7,316
機械装置及び運搬具	37,200
減価償却累計額	△30,644
機械装置及び運搬具(純額)	6,555
工具、器具及び備品	7,820
減価償却累計額	△7,009
工具、器具及び備品(純額)	810
土地	7,603
リース資産	876
減価償却累計額	△434
リース資産(純額)	441
建設仮勘定	354
無形固定資産	782
リース資産	7
その他	775
投資その他の資産	4,268
投資有価証券	1,787
繰延税金資産	2,369
その他	135
貸倒引当金	△22
資産合計	60,681

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	16,451
支払手形及び買掛金	5,252
電子記録債務	2,199
短期借入金	3,641
リース債務	102
未払法人税等	747
未払消費税等	302
契約負債	0
賞与引当金	909
環境対策引当金	1
設備関係支払手形	1
設備関係電子記録債務	303
その他	2,987
固定負債	10,404
長期借入金	1,434
リース債務	400
繰延税金負債	797
退職給付に係る負債	7,175
資産除去債務	73
その他	523
負債合計	26,855
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	31,339
資本金	1,640
資本剰余金	653
利益剰余金	29,057
自己株式	△11
その他の包括利益累計額	1,207
その他有価証券評価差額金	672
繰延ヘッジ損益	87
為替換算調整勘定	484
退職給付に係る調整累計額	△37
非支配株主持分	1,279
純資産合計	33,826
負債純資産合計	60,681

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	62,785
売 上	原 価	49,671
売 上 総 利 益		13,113
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費		2,611
一 般 管 理 費		7,289
9,900		
営 業 利 益		3,212
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		14
受 取 配 当 金		107
受 取 業 員 負 担 金		69
家 賃 従 業 員 負 担 金		24
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		44
為 替 差 益		36
ス ク ラ ッ プ 売 却 益 他		66
362		
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		169
そ の 他		11
180		
経 常 利 益		3,394
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益		141
負 荷 の の れ ん 発 生 益		96
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,307
1,544		
特 別 損 失		
特 定 資 産 処 分 損		20
投 資 有 価 証 券 売 却 損		3
23		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,915
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,304
法 人 税 等 調 整 額		△110
1,194		
当 期 純 利 益		3,721
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )		△115
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,837

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,640	653	26,036	△11	28,318
会計方針の変更による累積的影響額			△95		△95
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,640	653	25,940	△11	28,223
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△721		△721
親会社株主に帰属する当期純利益			3,837		3,837
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,116	△0	3,116
2022年3月31日残高	1,640	653	29,057	△11	31,339

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2021年4月1日残高	1,386	10	398	△4	1,790	1,279	31,388
会計方針の変更による累積的影響額							△95
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,386	10	398	△4	1,790	1,279	31,292
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△721
親会社株主に帰属する当期純利益							3,837
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△713	77	86	△32	△582	0	△582
連結会計年度中の変動額合計	△713	77	86	△32	△582	0	2,533
2022年3月31日残高	672	87	484	△37	1,207	1,279	33,826



# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	42,437
売 上 原 価	33,115
売 上 総 利 益	9,322
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,774
営 業 利 益	1,547
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	430
家 賃 従 業 員 負 担 金	64
そ の 他	78
	573
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	26
そ の 他	4
	30
経 常 利 益	2,090
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	141
負 の の れ ん 発 生 益	96
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,307
	1,544
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	10
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3
	14
税 引 前 当 期 純 利 益	3,620
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	909
法 人 税 等 調 整 額	△90
	819
当 期 純 利 益	2,801

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金計
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	1,640	422	422	223	280	176	15,532	16,212	△11	18,262
会計方針の変更による累積的影響額							△79	△79		△79
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,640	422	422	223	280	176	15,452	16,132	△11	18,182
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△721	△721		△721
特別償却準備金の積立					16		△16	-		-
当期純利益							2,801	2,801		2,801
特別償却準備金の取崩					△103		103	-		-
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△86	-	2,167	2,080	△0	2,080
2022年3月31日残高	1,640	422	422	223	193	176	17,619	18,212	△11	20,262

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の評価差額	証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価差額等換算計	
2021年4月1日残高		1,373	10	1,383	19,646
会計方針の変更による累積的影響額					△79
会計方針の変更を反映した当期首残高		1,373	10	1,383	19,566
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△721
特別償却準備金の積立					-
当期純利益					2,801
特別償却準備金の取崩					-
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△711	77	△634	△634
事業年度中の変動額合計		△711	77	△634	1,445
2022年3月31日残高		661	87	749	21,012



### 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

古河電池株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 満美

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電池株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電池株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

古河電池株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 満美  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電池株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、リスク管理部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

古河電池株式会社 監査役会

常勤監査役 石崎 俊 司<sup>㊞</sup>

社外監査役 小川 幸 伸<sup>㊞</sup>

社外監査役 木川真希子<sup>㊞</sup>

以 上

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資…原価法を採用しております。ただし、組合規約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合決算の持分相当額を純額方式により各事業年度の損益として計上することとしております。また組合がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額がある場合には、評価差額金に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価  
原材料及び貯蔵品……………切下げの方法により算定) を採用しております。

### 4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。



## 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
- (4) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

## 6. 重要な収益及び費用の計上基準

### 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### ・自動車セグメント

主として鉛蓄電池を販売しており、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。なお、技術支援契約を締結し一定額のライセンス料を収受する場合は一定期間にわたり充足される収益として認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ・産業セグメント

主として鉛蓄電池等の蓄電池を販売しており、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。なお、蓄電池の販売と据付工事の義務を負う場合は据付工事が完了した時点で収益を認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 7. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

## 8. その他計算書類作成のための基本となる事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (会計方針の変更)

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、主な変更内容は以下の通りです。

- ・従来、製品の販売取引に係る収益等については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への製品の提供が代理人に該当すると判断した取引については、純額で収益を認識する方法へ変更しています。
- ・従来、一部取引については個々の製品出荷、サービスの提供完了を会計処理単位とし、製品の出荷、サービスの提供が完了した時点で収益を認識していましたが、契約等に含まれるすべての製品、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しています。
- ・従来、売上リベート等の顧客に支払われる対価については、販売費及び一般管理費等として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従来の方法と比較して、当事業年度の売上高は962百万円減少し、売上原価は672百万円減少し、販売費及び一般管理費は285百万円減少し、営業利益は5百万円減少し、営業外費用は0百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円減少しております。また、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにより利益剰余金の当期首残高は115百万円減少しております。

## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

### (表示方法の変更)

#### <損益計算書>

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「投資事業組合運用益」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「その他」に含めて表示しておりました「営業外収益」の「家賃従業員負担金」は金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 手形債権の流動化を目的とした債権譲渡に伴う支払留保額	36百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,852百万円
長期金銭債権	3百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	240百万円
4. 保証債務	
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	2,889百万円
合計	2,889百万円
5. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額

9,808百万円

関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額

370百万円

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	22,086	48	－	22,134
合計	22,086	48	－	22,134

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	36百万円
未払事業所税	3百万円
賞与引当金	252百万円
退職給付引当金	1,962百万円
減価償却超過額	115百万円
貸倒引当金	5百万円
環境対策引当金	0百万円
関係会社株式評価損	774百万円
投資有価証券評価損	162百万円
固定資産減損	28百万円
その他	137百万円

繰延税金資産小計 3,480百万円

評価性引当額 △1,002百万円

繰延税金資産合計 2,477百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	63百万円
特別償却準備金	85百万円
繰延ヘッジ損益	38百万円
差額負債調整勘定	138百万円
その他	16百万円

繰延税金負債合計 343百万円

繰延税金資産の純額 2,134百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	古河電池販売(株)	日本	95百万円	電池の販売	(所有) 直接 100	当社製品の販売 役員の派遣	当社製品の 販売 (注) 1	7,328	売掛金	830
子会社	PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFAC TURING	インド ネシア	899,732百万 インドネシア ルピア	電池の製 造、販売	(所有) 直接 51.0	製品の購入 技術、資金援助 役員の派遣	債務保証 (注) 2	2,889	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売については、一般の取引と同様に決定しております。  
2. 金融機関からの借入について債務保証を行っており、保証料を受領しております。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 641円04銭
  - 1株当たり当期純利益 85円46銭
- (会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は0.05円、1株当たり当期純利益は0.1円減少しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



